

新人委第 788 号の 5
平成 27 年 3 月 31 日

各任命権者 様

新潟市人事委員会
委員長 兒玉 武雄

新潟市職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに
伴う経過措置に関する規則の運用について（通知）

新潟市職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成 27 年人事委員会規則第 10 号）の運用について下記のとおり定めたので、平成 27 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 2 条関係

- 1 この条の第 5 号に規定する「再任用職員異動」には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員が一旦退職し、引き続いてこれらの規定により採用された場合は含まれない。
- 2 この条の第 6 号の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）以降に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員とする。

第 3 条関係

- 1 この条の第 1 項第 6 号の「人事委員会の定める額」は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額（基準日前に人事委員会の承認を得て当該額を定められた職員のうち、新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成 29 年新潟市条例第 42 号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該定める額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 この条の第 2 項の「人事委員会の定める額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) この条の第1項第1号及び第3号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号又は第4号に掲げる職員を除く。）同項第1号及び第3号に掲げる場合に、切替日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者（基準日の翌日以降に同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び基準日の翌日以降に同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に同号に掲げる場合に該当することとなったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該俸給月額に相当する額に100分の99.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) この条の第1項第4号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号又は第4号に掲げる職員を除く。）

次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア この条の第1項第4号アに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号又は第3号に掲げる場合に、切替日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者（基準日の翌日以降に同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び基準日の翌日以降に同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に同号に掲げる場合に該当することとなったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該俸給月額に相当する額に100分の99.5を乗じて得た額。イにおいて「第2号複数事由相当額」という。）に新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）。次号において「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ この条の第1項第4号イに掲げる職員 第2号複数事由相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) この条の第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号に掲げる職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア この条の第1項第5号アに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号に掲げる場合に、切替日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる俸給月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者（基準日の翌日以降に同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び基準日の翌日以降に同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に同号に掲げる場合に該当することとなったも

のとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの
にあつては、当該俸給月額に相当する額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額。イにお
いて「第 3 号複数事由相当額」という。）

イ この条の第 1 項第 5 号イに掲げる職員 第 3 号複数事由相当額に当該職員とな
ったことに伴い勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務
時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に
1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(4) この条の第 1 項第 2 号若しくは第 6 号に掲げる場合に該当することとなった
職員又は同項第 4 号及び第 5 号に掲げる場合に該当することとなった職員 あらか
じめ人事委員会の承認を得て定める額（基準日前に人事委員会の承認を得て当該額
を定められた職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者にあつては、
当該定める額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた額）

第 4 条関係

1 この条の第 1 項の「その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者」は、新潟市職員
退職手当支給条例（昭和 28 年新潟市条例第 54 号）第 5 条第 5 項第 4 号に規定する
特定一般地方独立行政法人等職員とみなされる者その他人事委員会が特に認める者と
する。

2 この条の第 1 項の「人事委員会の定める職員」は、新たに俸給表の適用を受けるこ
ととなった日における号俸について人事委員会の承認を得て決定された職員とし、こ
れらの職員についての「人事委員会の定める額」は、あらかじめ人事委員会の承認を
得て定める額（基準日前に人事委員会の承認を得て当該額を定められた職員のうち、
基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該定める額に 100 分の 99.5
を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた
額）とする。